

# 就実大学・就実短期大学公的研究費 不正等に係る調査委員会規程

制定 平成27年4月1日

改正 平成28年4月1日

平成29年3月1日

## (目的)

第1条 この規程は、就実大学・就実短期大学（以下「本学」という。）における就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程第9条に基づき設置する就実大学・就実短期大学公的研究費不正調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (任務)

第2条 委員会は学長の諮問により、本学における公的研究費の不正等に係る事項を調査及び検討等を行い、その結果を学長に答申する。

## (組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。委員の構成については半数以上が外部有識者とし、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者でなければならない。

- (1) 不正が疑われる研究者の所属する学部長
- (2) 学外の弁護士
- (3) 学外有識者 2名以上
- (4) 事務部長
- (5) 総務部長
- (6) その他学長が特に必要と認めた者

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は学長が指名する。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

## (調査)

第6条 委員会は、通報を受けた場合は、すみやかに調査を実施するものとする。

- 2 委員会は、調査の実施に当たっては、通報者からの事情聴取又は通報書に基づき、不正使用の存在の可能性の有無について調査する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 調査対象者からの事情聴取
  - (2) 関係者からの事情聴取
  - (3) 関係資料等の調査
  - (4) その他調査の実施に関し必要と認められる事項

(秘密保持)

第 7 条 委員及びその他の者で、委員会に関与したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

(事 務)

第 8 条 委員会に関する事務は、総務課が担当する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条、第2条の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成29年3月1日から施行する。